

② 予防給付費

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	4,751,000円	2,726,000円	0円	7,477,000円
②介護予防訪問入浴介護	0円	0円	0円	0円
③介護予防訪問看護	0円	201,000円	187,000円	388,000円
④介護予防訪問リハビリテーション	153,000円	0円	0円	153,000円
⑤介護予防居宅療養管理指導	0円	0円	0円	0円
⑥介護予防通所介護	18,460,000円	13,459,000円	0円	31,919,000円
⑦介護予防通所リハビリテーション	5,419,000円	5,550,000円	5,778,000円	16,747,000円
⑧介護予防短期入所生活介護	2,461,000円	2,501,000円	3,529,000円	8,491,000円
⑨介護予防短期入所療養介護	0円	0円	0円	0円
⑩介護予防福祉用具貸与	1,758,000円	1,706,000円	1,673,000円	5,137,000円
⑪特定介護予防福祉用具販売	461,000円	526,000円	630,000円	1,617,000円
⑫住宅改修	2,439,000円	2,655,000円	3,156,000円	8,250,000円
⑬介護予防特定施設入居者生活介護	0円	0円	0円	0円
地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	0円	0円	0円	0円
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0円	0円	0円	0円
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0円	0円	0円	0円
介護予防支援	4,139,000円	3,827,000円	3,712,000円	11,678,000円
介護予防給付費計	40,041,000円	33,151,000円	18,665,000円	91,857,000円

*給付費は、費用額の90%です。

総給付費 (A) (介護給付費+介護予防給付費)	1,614,468,000円	1,727,540,000円	1,861,744,000円	5,203,752,000円
--------------------------	----------------	----------------	----------------	----------------

③ 標準給付費

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	1,607,587,892円	1,716,798,423円	1,849,764,476円	5,174,150,791円
総給付費	1,614,468,000円	1,727,540,000円	1,861,744,000円	5,203,752,000円
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	6,880,108円	10,741,577円	11,979,524円	
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	78,157,713円	74,615,161円	76,461,091円	229,233,965円
特定入所者介護サービス費等給付額	86,771,360円	90,242,214円	93,851,903円	270,865,477円
補足給付の見直しに伴う財政影響額	8,613,647円	15,627,053円	17,390,812円	
高額介護サービス費等給付額	35,445,375円	37,217,644円	39,078,526円	111,741,545円
高額医療合算介護サービス費等給付額	6,637,050円	6,968,903円	7,317,348円	20,923,300円
算定対象審査支払手数料	1,965,156円	1,992,355円	2,019,931円	5,977,443円
審査支払手数料支払件数	22,588件	22,901件	23,218件	68,706件
標準給付費見込額 (B)	1,729,793,186円	1,837,592,486円	1,974,641,372円	5,542,027,044円

④ 地域支援事業費

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
地域支援事業費	70,154,000円	75,537,000円	81,037,000円	226,728,000円
介護予防・日常生活支援総合事業費	34,537,000円	39,537,000円	44,537,000円	118,611,000円
包括的支援事業・任意事業費	35,617,000円	36,000,000円	36,500,000円	108,117,000円

⑤ サービス給付費総額

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
サービス給付費総額 (C) (標準給付費+地域支援事業費)	1,799,947,186円	1,913,129,486円	2,055,678,372円	5,768,755,044円

*小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合もあります。

(2) 第1号被保険者の保険料の推計

① 保険給付費の財源構成

第1号被保険者の保険料の算定基準は、介護保険事業において、法定サービス（介護給付サービス、予防給付サービス、高額介護サービス、地域支援事業等）を実施していく際の標準給付費（総事業費の90%）が、提供されるサービスの水準によって決まり、保険料に反映されます。

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%）を除いた標準給付費について、原則として50%を被保険者の保険料で負担し、残りの50%を公費で負担します。また、被保険者の保険料のうち、原則として22%を第1号被保険者（65歳以上）、28%を第2号被保険者（40歳～64歳）が負担することになります。

【介護保険サービス総事業費の財源構成】

総事業費

標準給付費(総事業費の90%)						利用者負担 *1 (総事業費 の10%)
保険料 50%		公費 50%				
第1号被保険者 保険料 22%	第2号被保険者 保険料 28%	国				
		調整交付金 5% (全国標準)	20% (定率)	12.5% (定率)	12.5% (定率)	

*施設等給付費に係る公費負担割合は、国が15%(定率)、県が17.5%(定率)、市が12.5%(定率)となります。

*第6期計画では、高齢化の進展に伴い、第1号被保険者の負担率が第5期計画の21%から22%に改正されます。

*1 第6期計画では、一定以上の所得のある方(前年の合計所得金額が160万円以上、年金収入で単身280万円以上、夫婦346万円以上)の利用者負担の割合は20%となります。

② 保険料収納必要額の算定

保険料については、計画期間のサービス給付費総額を基に算定します。

本市の第6期計画期間におけるサービス給付費総額（標準給付費＋地域支援事業費）は5,768,755,044円となります。この額に第1号被保険者の負担割合（22%*1）を乗じ、「調整交付金相当額*2」、「調整交付金の見込み額*2」、「財政安定化基金*3 拠出見込み額」、「財政安定化基金償還金」、「準備基金取り崩し額」を算出して、保険料収納必要額を計算します。

+	標準給付費見込み額 5,542,027,044円	+	地域支援事業費 226,728,000円	×	第1号被保険者負担割合*1 22.0%	
	調整交付金相当額*2 (標準給付費額の5.0%) 283,031,902円	-	調整交付金見込み額*2 (交付割合:H27=3.87%、 H28=3.64%、H29=3.53) 207,885,000円		+	財政安定化基金*3 拠出見込み額 (拠出率 = 0.0%) 0円
	財政安定化基金償還金 0円	-	準備基金取り崩し額 0円		=	保険料収納必要額 1,344,273,012円

*1 第6期計画では、第1号被保険者の負担率が第5期計画の21%から22%に改正されます。

*2 調整交付金の交付割合(%)の全国平均は5%ですが、市町村の後期高齢者や所得水準により、交付割合(%)が増減します。

*3 市町村の保険財政が、保険料収納率の低下や介護給付費の増加等で赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金のことです。このために市町村から徴収する拠出金を「財政安定化基金拠出金」といい、国と都道府県それぞれが市町村と同額を負担することになっています。

③ 第1号被保険者の保険料

人口推計に基づき、本市の第1号被保険者は3年間で延べ20,965人と推計されます。しかしながら、保険料を算出のために、所得段階別加入者数について基準額に対する割合の補正がなされます。

給付費の増加に伴い、保険料基準額も増額し、所得の低い方には保険料の支払い負担が過重となる恐れがあります。そのため、本市では所得と負担能力に応じたきめ細かな保険料を設定するために、所得段階を国の示す標準モデルよりも多い段階としています。

そのため、所得段階別加入割合の補正後の被保険者数は21,168人(D)となります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
第1号被保険者数	6,766人	7,001人	7,198人	20,965人
前期(65歳～74歳)	3,697人	3,828人	3,907人	11,432人
後期(75歳以上)	3,069人	3,173人	3,291人	9,533人

	基準所得金額	所得段階別加入者数			基準額に対する割合		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	H27	H28	H29
第1段階		1,138人 (16.8%)	1,177人 (16.8%)	1,210人 (16.8%)	0.50	0.50	0.50
第2段階		457人 (6.8%)	473人 (6.8%)	487人 (6.8%)	0.75	0.75	0.75
第3段階		408人 (6.0%)	422人 (6.0%)	434人 (6.0%)	0.75	0.75	0.75
第4段階		974人 (14.4%)	1,008人 (14.4%)	1,037人 (14.4%)	0.90	0.90	0.90
第5段階		1,180人 (17.4%)	1,221人 (17.4%)	1,256人 (17.4%)	1.00	1.00	1.00
第6段階		1,029人 (15.2%)	1,065人 (15.2%)	1,095人 (15.2%)	1.20	1.20	1.20
第7段階	120万円	751人 (11.1%)	778人 (11.1%)	799人 (11.1%)	1.30	1.30	1.30
第8段階	190万円	437人 (6.5%)	452人 (6.5%)	465人 (6.5%)	1.55	1.55	1.55
第9段階	290万円	182人 (2.7%)	188人 (2.7%)	193人 (2.7%)	1.60	1.60	1.60
第10段階	400万円	210人 (3.1%)	217人 (3.1%)	222人 (3.1%)	1.80	1.80	1.80
計		6,766人 (100.0%)	7,001人 (100.0%)	7,198人 (100.0%)			



例えば、平成27年度の第1段階の所得段階別加入割合を補正した後の保険者数は、1,138人×0.50(基準額に対する割合)=569人となります。

所得段階別加入割合補正後被保険者数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3年間計(D)	合計
	6,832人	7,069人	7,267人		21,168人

算出された保険料収納必要額(1,344,273,012円)に、これまでの実績に基づき予定保険料収納率を98.0%と見込み、所得段階別加入割合補正後の被保険者数を用いて保険料基準額を算出します。

第6期計画(平成27年度～平成29年度)においては、第1号被保険者の高齢者総数は増えていますが、相対的に給付費の伸びが高齢者の増加数を上回ることなどの要因から、介護保険料基準月額額は5,400円になります。

<table border="1"> <tr><td>保険料収納必要額</td></tr> <tr><td>1,344,273,012円</td></tr> </table>	保険料収納必要額	1,344,273,012円	÷	<table border="1"> <tr><td>予定保険料収納率</td></tr> <tr><td>98.0%</td></tr> </table>	予定保険料収納率	98.0%	÷	<table border="1"> <tr><td>所得段階別加入割合補正後被保険者数(3年間分)</td></tr> <tr><td>21,168人</td></tr> </table>	所得段階別加入割合補正後被保険者数(3年間分)	21,168人
保険料収納必要額										
1,344,273,012円										
予定保険料収納率										
98.0%										
所得段階別加入割合補正後被保険者数(3年間分)										
21,168人										
⇒	<table border="1"> <tr><td>保険料基準 年額</td></tr> <tr><td>64,800円</td></tr> </table>	保険料基準 年額	64,800円	⇒	<table border="1"> <tr><td>保険料基準 月額</td></tr> <tr><td>5,400円</td></tr> </table>	保険料基準 月額	5,400円			
保険料基準 年額										
64,800円										
保険料基準 月額										
5,400円										

【第6期介護保険事業計画における第1被保険者の保険料】

所得段階	対象となる方	保 険 料		
		保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老年福祉年金受給者、または世帯全員が住民税非課税でかつ本人の年金収入が80万円以下の人	0.50	2,700円	32,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円以下の人	0.75	4,050円	48,600円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える人	0.75	4,050円	48,600円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	0.90	4,860円	58,320円
第5段階 (基準)	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円を超える人	1.00	5,400円	64,800円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.20	6,480円	77,760円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円未満の人	1.30	7,020円	84,240円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が290万円未満の人	1.55	8,370円	100,440円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円未満の人	1.60	8,640円	103,680円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上の人	1.80	9,720円	116,640円

【第5期保険料から第6期保険料への増減率】

第5期保険料月額	⇒	第6期保険料月額	増減率
4,891円		5,400円	10.4%

また、第6期計画においては、国の方針により第1号被保険者の介護保険料について、給付費に対する5割の公費負担とは別に公費を投入し、次のとおり低所得者の方の保険料が軽減されます。

期 間	対象となる 所得段階	保険料基準額に 対する保険料率	月額	年額
平成27年4月～平成29年3月	第1段階	0.50 ⇒ 0.45	2,430円	29,160円
平成29年4月～平成30年3月 (予定*1)	第1段階	0.45 ⇒ 0.30	1,620円	19,440円
	第2段階	0.75 ⇒ 0.50	2,700円	32,400円
	第3段階	0.75 ⇒ 0.70	3,780円	45,360円

*1 平成29年4月からの保険料軽減は、国の消費税率引き上げに伴う措置となるため、予定です。

第3編 資料編

1 中央市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会 設置要綱

(設置)

第1条 中央市高齢者保健福祉計画及び中央市介護保険事業計画の策定に関し、広く市民等から意見を求め、高齢者が健康で生きがいを持ち安心して生涯を過ごせるような、明るく活力のある長寿福祉社会づくりに寄与するため、中央市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、計画の策定構想について意見を集約し、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、別表に掲げる区分のうちから市長が委嘱したもの（以下「委員」という。）で組織する。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は会議の議長のほか、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、必要に応じ、会長が招集する。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、保健福祉部高齢介護課において処理する。

(平19告示13・一部改正)

(解散)

第7条 懇話会は、第2条の提言を行ったときに解散するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成18年2月20日から施行する。

附 則（平成19年告示第13号）抄

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第56号）抄

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年告示第66号）抄

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

(平23告示66・全改)

区 分
市民生委員児童委員の地区(※1)代表者(3名)
市内の社会福祉法人の代表者(若干名)
市内の保健福祉施設の代表者(若干名)
市内の医療機関の代表者(1名)
市自治会の代表者(1名)
市被保険者の代表者(1名)
市民の代表者(※2) (若干名)
市議会の代表者(1名)

備考

(※1)「地区」とは、合併前の旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村の地区をいう。

(※2)「市民の代表者」とは、公募により選任された者をいう。

2 中央市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会 委員名簿

	役職	区分	所属	氏名
1	会長	中央市民生委員・ 児童委員協議会 会長	豊富地区会長	ながしま みきお 長島 幹夫
2	副会長	中央市自治会長会 会長	玉穂地区自治会長	たなか たかお 田中 孝雄
3	委員	市内の医療機関の代表者	中巨摩医師会 副会長	どち くにひこ 土地 邦彦
4	委員	中央市民生委員・ 児童委員協議会 会長	玉穂地区会長	ごみ えきこ 五味 恵喜子
5	委員	中央市民生委員・ 児童委員協議会 会長	田富地区会長	いしかわ たかし 石川 隆志
6	委員	市民の代表者	一般市民	まつの みつお 松野 充延
7	委員	市内の被保険者の代表者	中央市ことぶきクラブ連合会 会長	しおた みちお 塩田 三千夫
8	委員	市内の社会福祉法人の 代表者	社会福祉法人 中央市社会福祉協議会 事務局長	きかもと かつら 坂本 桂
9	委員		社会福祉法人 寿真会 理事長	そうま けんじ 相馬 健治
10	委員		社会福祉法人 喜栄会 施設長	わたなべ たけし 渡辺 武
11	委員		社会福祉法人 進明福祉会 統括施設長	ないとう ゆきこ 内藤 幸子
12	委員	市内の社会福祉施設の 代表者	介護老人保健施設 玉穂ケアセンター 統括理事	たくま つねお 詫間 恒夫
13	委員		ふる里ホーム玉穂げんき村 施設長	きった まきえ 橘田 牧枝
14	委員	市議会の代表者	中央市議会 厚生常任委員会 委員長	いぐち みつぎ 井口 貢

(順不同 敬称 略)

3 中央市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画策定の経過

実施年月日	策 定 経 過
平成26年1月15日～ 平成26年2月12日	「健康とくらしの調査」 「在宅 要支援・要介護認定調査」の実施
平成26年8月20日	第1回中央市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会 ・委嘱状交付 ・計画の位置づけ、期間等について ・本市の高齢者を取り巻く現状と将来の状況及び課題について (調査結果から)
平成26年10月1日	第2回中央市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会 ・高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の基本的な考え方 ・新しい総合事業について
平成26年11月5日	第3回中央市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会 ・第6期介護保険事業計画でのサービス量について
平成27年1月26日	第4回中央市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会 ・高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27～29年度） (案) について
平成27年2月6日～ 平成27年2月25日	パブリックコメントの実施 ・提出された意見数 1件
平成27年3月26日	平成27年中央市議会第1回定例会 ・第6期介護保険事業計画に向けた中央市介護保険条例の改正に ついて議決

中 央 市
高齡者保健福祉計画
第6期介護保険事業計画

平成 27 年 3 月

発行/ 中央市 高齡介護課
〒409-3893 山梨県中央市成島 2266 番地
電話 055-274-8556(直通)